

**香川県条例第51号**

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～228 略				1～228 略			
229 准看護師 免許証再交付 手数料		略	略	229 准看護師 免許証再交付 手数料		1件	4,100円
229の2 准看 護師再教育研 修手数料	戒告処分を受け た者	1件	48,000円				
	その他の者	1件	75,000円				
229の3 准看 護師再教育研 修修了登録申 請手数料		1件	5,600円				
229の4 准看 護師再教育研 修修了登録証 書換交付手 料		1件	3,400円				
229の5 准看		1件	4,100円				

護師再教育研修修了登録証再交付手数料			
230 助産婦名簿謄本交付手数料		略	略
231~596 略			
597 美術刀剣類製作承認申請手数料		略	略
598 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条の2第2項の収支報告書等の写しの交付手数料	用紙への複写による場合  その他の方法による場合	用紙1枚(両面に複写する場合は、片面を用紙1枚とみなす。) 実費を基準として選挙管理委員会が定める額	10円

230 助産婦名簿謄本交付手数料		1件	4,300円
231~596 略			
597 美術刀剣類製作承認申請手数料		1件	800円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部598の項の改正規定は、平成21年1月1日から施行する。